

文書管理システム構築業務委託プロポーザル募集要項

1. 目的

群馬県住宅供給公社（以下「公社」という。）の公文書管理は、管理工学研究所製ソフト「桐」を使用し紙媒体による起案・決裁業務の運用を行っているが、文書管理システムを導入することにより、事務効率の向上といっそう適正な文書管理を図ることを目的とする。

提案者は、本募集要項を踏まえ、関連書類を提出するものとする。

2. プロポーザルの内容

(1) 件名

文書管理システム構築業務委託

(2) プロポーザルの方式及びその理由

① プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

② 理由

文書管理のシステム化を効率的に実現するために、全国的なシステムの導入実績を有し公社へのシステム構築から運用保守までを一体的かつスムーズにサポートできる事業者を広く選定するため。

(3) 提案価格

提案上限価格 20,000,000円（消費税別）

提案価格は、システムの構築経費、5年間の運用保守費、職員研修費等契約期間内のシステム運用に必要不可欠な費用の全てを計上したものとする。

提案価格が、提案上限価格を超えた場合は、その事業者による提案の一切を無効とする。

(4) 実施スケジュール

期間または期限

- | | |
|------------------|---|
| ① プロポーザル募集要項HP掲載 | 令和4年11月15日(火)
※質疑書(任意)は、11月28日(月)16時まで |
| ② プロポーザル書類一式締切 | 令和4年12月19日(月)16時まで |
| ③ プレゼンテーション | 令和4年12月22日(木)を予定
※提案予定者に後日詳細を通知 |
| ④ 選定委員会開催 | 令和4年12月22日(木)を予定 |
| ⑤ プロポーザル結果通知 | 令和5年1月6日(金)を予定 |
| ⑥ 契約期間（予定） | 令和5年1月6日～令和10年3月31日 |

3 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権していない者でない者。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正開始手続きの申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者。
- (6) 代表者、理事及び経営に実質的に関与している者が暴力団等（暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者）でないこと。

4 申込み・受付

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、令和4年12月19日(月)16時までに「誓約書（様式1）」、「提案書（様式は任意形式）」、「機能要件回答書（様式2）」、「見積書（様式3）」を、公社総務部総務課まで提出すること。

5 提出書類

名称	書式・備考
誓約書	指定様式：様式1
質疑書	質問事項をわかりやすく ※様式は任意
提案書	書類審査 ※様式は任意 ・導入実績について 〔 導入先（5団体まで）、契約日、契約期間、金額等 を記載してください 〕 ・システムの機能など概要 （機能要件回答書にて） ・アフターフォロー体制 （対応時間、曜日、電話・訪問などの対応方法） ※詳細に記載願います。 ヒアリング審査 ・実施体制について ・システムについて ・保守について
機能要件回答書	指定様式：様式2
見積書	指定様式：様式3

6 評価方式及び評価基準

(1) 概要

群馬県住宅供給公社文書管理システムの選定において、提出された提案書による技術点及び見積書により算出された価格点並びにプレゼンテーションによる総合評価を行い、最も優れていると判断される提案を行った者を契約候補者として選定する。

選定された事業者は、公社と契約内容等を協議の上、公社の決定により委託事業者として特定する。なお、提案者が1者の場合でも、公社の求める基準点を満たしていることを条件とし、委託事業者として選定するものとする。

提出された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積を依頼することがある。

(2) プレゼンテーションの実施方法

①プレゼンテーションは、公社へ来所してデモンストレーションを行うものとし、提案事業者は、参加者として会議に参加するものとする。

会場 群馬県住宅供給公社 本社ビル2階 多目的ホール（前橋市紅雲町1-7-12）

②プレゼンテーションの実施方法

ア：プレゼンテーションは、公社にて行うこと。

イ：プレゼンテーション実施日は、令和4年12月22日(木)を予定している。

なお、詳細については、後日通知する。

ウ：時間配分は、概ねプレゼンテーション30分、質疑応答20分を予定しており、1事業者当たりの制限時間は、50分とする。

エ：プレゼンテーションの具体的な内容、資料の様式、デモンストレーション画面の構成等に指定はないが、プレゼンテーション当日に審査員への資料配布は認めないものとする。

(3) 評価の配点について

評価の点数については、技術点、価格点を合計した100点満点とし、得点配分については以下のとおりとする。

・技術点	60点
・価格点	40点
・合計	100点

(4) 技術点の評価方式について

提案書及び機能要件回答書、ヒアリング審査を評価する。

(5) 価格点の評価方法について

見積書（様式3）の金額を基に評価する。

(6) プレゼンテーションの評価方法について

システムの反応速度、操作のしやすさ、入力項目の少なさ、画面構成、色合い、運用手順等システムの使いやすさを評価するとともに、幅広い世代の利用者のシステム使用を想定したシステムの工夫に係る部分を評価する。

(7) プロポーザル結果の通知

提案者に対し、文書にてプロポーザル結果を通知する。 ※令和5年1月6日(金)を予定。

その後、公社ホームページにプロポーザル結果を掲載する。

なお、審査の内容に対する問い合わせは一切受け付けないものとする。

7 留意事項

- (1) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、返却せず、公社の所有とするが、提案者に断り無く他社に公開又は配布しないこととする。
- (3) プロポーザル結果に対して、一切の異議申し立ては出来ないこととする。
- (4) 本要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、公社と提案者が協議の上決定し、全事業者に通知することとする。

8 問い合わせ先

〒371-0025 群馬県前橋市紅雲町1-7-12

群馬県住宅供給公社 総務部総務課 笠原・坂本・山田

電話 027-224-1881

Email jkk@gunma-jkk.or.jp